



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課（室）名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第133号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第392号の2）の一部を次のとおり変更し、令和6年3月8日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 872.100トン 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>196.900トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 872.100トン 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>194.400トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 45.552トン 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 812.076トン 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>55.732トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 138.341トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和5年4月1日から令和6年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 45.552トン 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 812.076トン 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>53.232トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 138.341トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト